

松本市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、松本市広告取扱要綱（令和元年10月17日松本市告示第144号。以下「要綱」という。）に基づき、広告媒体への広告掲載の適否に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならない。

(広告審査にあたっての基本的な考え方)

第3条 この基準により松本市が広告を審査する場合には、この基準の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮したうえで、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(広告媒体ごとの基準)

第4条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

(規制業種又は事業者)

第5条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種、その他これに類するもの。
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業と規定される業種
- (3) 商品先物取引に関する業種
- (4) ギャンブルにかかるもの
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所、探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (12) 各種法令に違反している事業者
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (14) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反している事業者
- (15) その他市有財産等に広告を掲載する業種又は事業者として適当でないと認められるもの
(掲載内容の基準)

第6条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 要綱第3条第1項に掲げる趣旨にかんがみて適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 法令及び本市の条例、規則等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - エ 選挙、政党・政治団体等又は政治活動に関連するもの
 - オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - カ 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
 - キ 国内世論が大きく分かれているもの
 - ク 個人、団体等の意見広告及び名刺広告
 - ケ 広告媒体の紙面、画面構成、主要使用目的等を著しく損なうおそれがあると認められるもの
 - コ 公衆に不快の念又は危害を加えるおそれがあるもの
 - サ 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
 - シ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - ス 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現、根拠のない表示及び誤解を招くような表現

- イ 射幸心を著しくあおる表現
- ウ 人材募集広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等に関するもの
- カ 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を判断するものとする。

- イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のもの
- ウ 残酷な描写その他善良な風俗に反するような表現のもの
- エ ギャンブルを肯定するもの
- オ 青少年の健康、精神及び教育に有害と認めるもの

(WEBページに関する基準)

第7条 広告主のWEBページにリンクをする広告（バナー広告等）に関しては、市のWEBページに掲載する広告だけでなく、当該広告のリンク先である広告主のWEBページの内容についても、WEBページの性質上可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、この基準の全部または一部を準用することができる。

2 他のWEBページを集合し、情報提供することを主たる目的とするWEBページで、要綱及びこの基準、その他市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うWEBページを閲覧者にあっせん又は紹介しているWEBページの広告は掲載しない。